

盛岡市公共施設等マネジメント推進会議設置要綱

平成 26 年 6 月 10 日市長決裁

(設置)

第 1 条 公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針(平成 25 年 6 月 28 日市長決裁)に基づき,市の資産である公共施設等の効率的かつ効果的な管理及び活用の推進に関する事項について,意見等を求めることを目的として,盛岡市公共施設等マネジメント推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は,次に掲げる事項について検討し,意見をするものとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) 公共施設保有の最適化の計画及び長寿命化の計画に関すること
- (3) 前各号に付帯する事項に関すること

(組織)

第 3 条 推進会議は,委員 7 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は,公共施設に関する政策又は研究分野における実績のある学識経験者及び有識者並びに本市のまちづくりに関し知識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は,委嘱の日から 2 年間とする。

(委員長等)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置き,委員のうちから互選する。

2 委員長は,推進会議を代表し,会議を総理する。

3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは,その職務を代理する。

(推進会議)

第 6 条 推進会議は,市長が招集する。

2 推進会議は,必要に応じてその推進会議への委員以外の者の出席を求め,説明又は意見を聴くことができる。

(庶務等)

第 7 条 推進会議の庶務は,財政部資産管理活用事務局において処理する。

附 則

この要綱は,平成 26 年 6 月 10 日から施行する。